

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
當日が休日には、
(当たる翌日)

二 登載事項（第二条関係）

公報には、次の事項を登載することとした。

(一) 条例

- (二) 知事が制定する規則及び訓令

- (三) 知事が定期的に行う告示及び公告

(四)

- 県の執行機関及び県議会が制定する規程で、
に準ずるもの

(五) 知事が特に必要と認めた事項

(三) 発行種別（第三条関係）

- 1 公報は、定期及び号外の二種とすることとした。

- 2 定期の公報は、毎週火曜日及び金曜日に発行することとした。ただし、その日が鳥取県の休日に当たるときは、その後の休日でない日に発行することとした。

- 3 2にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月七日までの間は、定期の公報の発行を休止することとした。

- 4 号外の公報は、法令等により公示する期日が指定されているもの、緊急に公示する必要があるものその他知事が特に必要と認めたものを登載するため、必要に応じて隨時発行することとした。

(四) 公報の閲覧（第四条関係）

公報の閲覧（第四条関係）

- 公報は、県庁内の適当な場所に備え置いて一般の閲覧に供することとした。

(五) 送付（第五条関係）

- ◇ 鳥取県公報発行規則
一 趣旨（第一条関係）
この規則は、鳥取県公報（以下「公報」という。）の発行に
関し必要な事項を定めるものとすることとした。

公布された規則のあらまし

◆規則

鳥取県公報発行規則（広報文書課）

- 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労政・能力開発課）

- 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則（〃）
鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則（〃）

- 鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則を廃止する規則（耕地課）

公報は、次に掲げる箇所及び六の1により購読する者に送付することとした。

- (一) 本府各部
 - (二) 各辨かい
 - (三) 企業局
 - (四) 県教育委員会事務局
 - (五) 県選舉管理委員会事務局
 - (六) 県人事委員会事務局
 - (七) 県監査委員事務局
 - (八) 県警察本部
 - (九) 県地方労働委員会事務局
 - (十) 県議会議員及び県議会事務局
 - (十一) 境港管理組合
 - (十二) 各市町村及び各市町村議会
 - (十三) 各都道府県及び各都道府県議会
 - (十四) その他知事が必要と認めた箇所
- 六 購読（第六条関係）
- 1 公報は、期間を定めて購読することができるることとした。
 - 2 公報を購読しようとする者は、購読を開始しようとする月の前月の二十日までに鳥取県公報購読申込書により知事に申し込まなければならぬこととした。
 - 3 公報を購読することとしていた期間の満了前に購読を中止しようとする者は、あらかじめ、鳥取県公報購読申込届によ

りその旨を知事に届け出なければならないこととした。

七 購読料金（第七条関係）

- 1 公報の購読料金（以下「料金」という。）は、一部につき月額二千円とすることとした。
- 2 料金は、納入通知書により、購読する期間内の各月分を一括して納付しなければならないこととした。

- 3 六の3による届出をした者については、既に納付した料金のうち公報の購読を中止した月の翌月以降の分を還付するものとすることとした。
- 4 雑則（第八条関係）

この規則に定めるもののほか、公報の発行に関し必要な事項は別に定めることとした。

九 施行期日等

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

- 一 次の普通課程の普通職業訓練の訓練科を新設することとした。（第二条関係）

訓練を行なう専門校	訓練科	定員	訓練期間
県立倉吉高等技術専門校	コンピュータ制御科	二〇人	一年
キャドシステム科			
二〇人			
一年			

二 次のとおり養成訓練及び能力再開発訓練の訓練科を普通職業訓練の訓練科に改めることとした。 (第二条関係)

訓練を行 う専門校	現		行		改 正 後	
	普 通 課 程	養 成 訓 練	專修訓練課程	職業転換課程	普 通 課 程	專修訓練課程
県立倉吉 高等技術 専門校	自動車整備科 (二十五人)			能力再開発訓練	普通車整備科 (二十五人)	
県立米子 高等技術 専門校	O A (二十人) 事務科			土木測量科 (二十人)	土木測量科 (三十人)	
	自動車整備科 (四十人)	建築科 (二十人)	建築科 (二十人)	O A (二十人) 事務科	O A (三十人) システム科	
	総合建設科 (一〇人)			自動車整備科 (四十人)	建築科 (二十人)	
	服飾ビジネス科 (一〇人)	服飾ビジネス科 (二十人)	総合建設科 (二十人)	総合建設科 (二十人)		
	O A (二十人) 事務科			O A (二十人) 事務科		

三 知事が別に訓練科等を定めることができる職業訓練は、短期課程の普通職業訓練とすることとした。 (第二条関係)

四 夏季休業日を八月一日から同月十七日までとすることとした。 (第四条関係)

五 1 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

平成5年3月31日 水曜日

◇鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則を廃止する規則

一 鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則は、廃止することとした。

二-1 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 補助金の実績報告書に係る経過措置を講ずることとした。

第二条 公報には、次の事項を登載する。

一 条例

二 知事が制定する規則及び訓令

三 知事以外の県の執行機関及び県議会が制定する規程で、前号に掲げるものに準ずるもの

四 県の執行機関及び県議会が行う告示及び公告

五 その他知事が特に必要と認めた事項

(発行種別)

第三条 公報は、定期及び号外の二種とする。

2 定期の公報は、毎週火曜日及び金曜日に発行する。ただし、その日が休日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年三月鳥取県条例第五号）第一条第一項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その後の休日でない日に発行する。

3 前項の規定にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月七日までの間は、定期の公報の発行を休止する。

4 号外の公報は、前条各号に掲げる事項のうち、法令等により公示する期日が指定されているもの、緊急に公示する必要があるものその他知事が特に必要と認めたものを登載するため、必要に応じて隨時発行する。

(公報の閲覧)

第五条 公報は、県庁内の適当な場所に備え置いて一般の閲覧に供する。

(送付)

第一条 この規則は、鳥取県公報（以下「公報」という。）の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登載事項)

鳥取県規則第二十号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年三月三十一日

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県公報（以下「公報」という。）の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

一 本府各部

- 二 各廳
三 企業局
- 四 県教育委員会事務局
- 五 県選挙管理委員会事務局
- 六 県人事委員会事務局
- 七 県監査委員事務局
- 八 県警察本部
- 九 県地方労働委員会事務局
- 十 県議会議員及び県議会事務局
- 十一 境港管理組合
- 十二 各市町村及び各市町村議会
- 十三 各都道府県及び各都道府県議会
- 十四 その他知事が必要と認めた箇所
(購読)
- 第六条 公報は、期間を定めて購読することができる。
- 2 前項の規定により公報を購読しようとする者は、購読を開始しようと
する月の前月の二十日までに鳥取県公報購読申込書(様式第一号)によ
り知事に申し込まなければならぬ。
- 3 公報を購読することとしていた期間の満了前に購読を中止しようとす
る者は、あらかじめ、鳥取県公報購読申込書(様式第二号)によりその
旨を知事に届け出なければならない。
(購読料金)
- 第七条 公報の購読料金(以下「料金」という。)は、一部につき月額二
千円とする。

2 料金は、納入通知書により、購読する期間内の各月分を一括して納付
しなければならない。

3 前条第三項の規定による届出をした者については、既に納付した料金
のうち公報の購読を中止した月の翌月以降の分を還付するものとする。
(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、公報の発行に関し必要な事項は別
に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県公報発行規則第六条第四項の
規定により提出されている鳥取県公報購読申込書は、改正後の鳥取県公
報発行規則第六条第二項に規定する鳥取県公報購読申込書とみなす。

様式第1号(第5条関係)

鳥取県公報購読申込書

職 氏名 殿

下記のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

申込者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び)
④

電話番号

記

購読期間	年 月から	年 月まで
購読部数	部	
	□□□-□□□	
送付先		

様式第2号(第5条関係)

鳥取県公報購読中止届

職 氏名 殿

年 月まで鳥取県公報の購読を中止したいので届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び)
④

電話番号

記

鳥取県公報

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

平成5年3月31日

農業県規則 厚生課 四次

鳥取県規則第十一号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十一年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のよう改定する。

第三条第一項中「公共職業訓練施設」や「公共職業能力開発施設」を含む、同条第一項中「いわゆるかね」や「いわゆるかね」など、「いわゆるかね」を「就労かね」と、「公共職業訓練施設の行う能力再開発訓練」や「公共職業能力開発施設の行う短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を獲得せねだぬものと認め。)の普通職業訓練」と改める。

第六条第三項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

様式第1种の1号

上記のとおり進呈します。

職業訓練を行う施設の所在地
職業訓練を行なう施設の長の職氏名

上記のとおり進呈します。

(1)訓練の別	公共職業訓練	職場適応訓練	家事サービス職業訓練
(2)訓練期間			(3)訓練科又は訓練職種
(4)訓練受講指示	規則第3条第1項第号	規則第3条第2項	の長の確認欄
(5)雇用保険金等受給資格の有無	有・無		
種類	雇用保険口(障害給付金)	船員失業保険金(傷病の場合の退職手当)	国家公務員等失業者(退職手当)が付金
受給期間			
金額			
有・無			
心			
(1)訓練の別	公共職業訓練	職場適応訓練	家事サービス職業訓練
(2)訓練期間	年月日から年月日まで	年月日から年月日まで	(3)訓練科又は訓練職種
(4)訓練受講指示	規則第3条第1項第号	規則第3条第2項	の長の確認欄
元の根拠	規則第3条第1項第号	規則第3条第2項	
(5)雇用保険金等受給資格	雇用保険基本手当又は扶養金手当	船員失業保険公務員失業者(退職手当)	国家公務員等失業者(退職手当)が付金
金額	円	円	円
受給期間	月月	月月	月月
雇用保険法による特例	有・無	離職日	認定日
一時金の給付	有・無	年月日	年月日
上記のとおり進呈します。			
訓練を行なう施設の所在地 訓練を行なう施設の長の職氏名			

に改む、同様点の11号

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

※ 訓練を行ふ施設の長の確認欄	<input type="checkbox"/> 該当
	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用
	<input type="checkbox"/> 自転車等使用
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車等使用

<input type="checkbox"/> 該当
<input type="checkbox"/> 交通機関等利用
<input type="checkbox"/> 自転車等使用
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車等使用

を

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 四 次

<input type="checkbox"/> 該当
<input type="checkbox"/> 交通機関等利用
<input type="checkbox"/> 自転車等使用
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車等使用

<input type="checkbox"/> 該当
<input type="checkbox"/> 交通機関等利用
<input type="checkbox"/> 自転車等使用
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車等使用

理由

鳥取県規則第二十一号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和四十五年一月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第四条」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

「職業訓練を行う施設の
職業訓練を行う施設の
所在地
長の職氏名」
に改む、同様点の11備
考2号「自転車、国鉄○○線等」や「自動車、鉄道○○線等」に改む。

※ 訓練を行ふ施設の長の確認欄

- 該当
- 交通機関等利用
- 自転車等使用
- 原動機付自転車等使用

理由

所在地

「訓練を行ふ施設の所在地
長の職氏名」

に改む、同様点の11備
考2号「自転車、国鉄○○線等」や「自動車、鉄道○○線等」に改む。
様式第一号及び様式第三号「職業訓練」や「訓練」に改む。

附 1

専門校の 名称	職業訓練 の種類	訓練課程	訓 練 科	訓練生 定員	訓練 期間
鳥取県立 倉吉高等 技術専門 校	普通職業 訓練	普通課程 自動車整備科	コマニュータ制御科 110人	110人	一年
		土木測量科 OAシステム科	110人	110人	一年
	専修訓練	建築科	110人	110人	一年

鳥取県立 米子高等 技術専門 校	普通職業 普通課程	自動車整備科	四〇人	二年
	訓練	総合建設科	二〇人	一年
		キヤドシステム科	二〇人	一年
		デザイン科	二〇人	一年
	O.A事務科	二〇人	一年	一年

第一条第二項中「向上訓練その他の職業訓練で臨時に行うものの訓練課程及び」を「短期課程の普通職業訓練の」に改める。

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 夏季休業日 八月一日から同月十七日まで

附 則

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の鳥取県立高等技術専門校規則の規定に基づき行われた鳥取県立米子高等技術専門校の自動車整備科に係る普通課程の養成訓練は、改正後の鳥取県立高等技術専門校規則の規定に基づき行われた同校の自動車整備科に係る普通課程の普通職業訓練とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第

五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 公共職業能力開発施設 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第一項又は第二項の規定により設置された公共職業能力開発施設

第四条第二号を次のように改める。

二 公共職業能力開発施設の行う次のいずれかの職業訓練を受講する者であること。

イ 普通課程の普通職業訓練

ロ 短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。)の普通職業訓練(以下「短期訓練」という。)のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第四の訓練科の欄に掲げる訓練科に係るものその他訓練期間が二月以上で、かつ、訓練時間が百五十時間以上のもの

(2) 自動車運転科に係るもの

ハ 専修訓練課程の普通職業訓練

ニ 専門課程の高度職業訓練

第十五条第一項第一号中「公共職業訓練施設若しくは職業訓練大学校」に改める。

第十八条第二項を次のように改める。

二 公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設の行う第四条

第一項イからハまでに掲げる職業訓練（短期訓練にあつては、訓練期間が六月以上のものに限る。）を受講する者における。

県立 （施設名）	（課程）	（科）
在校 ・ 団立	訓練期間	
職業 訓練 施設		
鳥取県立 農業訓練 センター	1 農業訓練 2 能力再開発訓練	

鳥取県立農業訓練センター
農業訓練
センター

鳥取県規則第十一十四項
鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則を廃止する規則
鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則（昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号）は、廃止する。

平成五年三月三十日

鳥取県知事 西 国 次

八

鳥取県規則第十一十四項

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則を廃止する規則

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則（昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

（補助金の実績報告に係る経過措置）

2 この規則の施行の日前に鳥取県団体営土地改良事業助成条例（昭和四十一年三月鳥取県条例第三号）の規定により交付された補助金に係る鳥

取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十一号）第十
様式第六項から様式第十項までの規定「公共職業訓練施設名」を「公

共職業能力開発施設名」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。